平成２５年（フ）第１１号
長野県諏訪市大字四賀1657番地３　エクセレントスクエア21―105号
債務者　内藤惠一朗
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２４号
岐阜市今嶺３丁目10番13号、住民票上の住所岐阜県瑞穂市馬場前畑町１丁目87番地
債務者　富田　悦子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９９１号
愛知県春日井市勝川町西４丁目73番地　コーポ松田Ⅱ１Ｆ
債務者　小島　範子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９号
名古屋市守山区森孝２丁目611番地　セレニール森孝２Ｄ
債務者　河西　昭雄
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１号
名古屋市昭和区川名町３丁目３番地の４
債務者　世古　雅子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０号
滋賀県東近江市五個荘清水鼻町179番地ヴィラ21―203号室、前住所滋賀県東近江市上二俣町984番地
債務者　中本　茂治（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１１１号
京都市右京区花園扇野町35番地
債務者　饗庭　　勲
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
京都市伏見区深草柴田屋敷町23番地47　サンリット西川302
債務者　中村　和弘
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
京都市伏見区深草正覚町12番地３　鳥羽街道団地Ｆ―404
債務者　忠地　啓太
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
鳥取県米子市東山町58番地１　イーストヒルズ10号
債務者　北村　義子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８０号
鳥取県西伯郡大山町上萬651番地２
債務者　山根　和洋
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１５号
岡山県勝田郡勝央町勝間田223番地２
債務者　上田　勇文
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第７２１号
広島市安佐北区可部南５丁目９番54―４号
債務者　岡﨑ゆう子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４０号
広島市西区新庄町８番６号
債務者　今福理津子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１６号
広島市西区草津東２丁目１番32―302号
債務者　西村　敦子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２号
広島県廿日市市阿品台西４番25―101号
債務者　溝手　健一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３号
広島県廿日市市阿品台西４番25―101号
債務者　溝手　安子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部